

船橋市環境基本計画

概要版

みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境



平成23年3月

目 次

	Page
計画の基本的事項.....	1
望ましい環境像.....	2
施策の目標と展開.....	4
環境配慮指針.....	12
計画の推進.....	14

注．本概要版の構成は、船橋市環境基本計画の構成と異なっています。

船橋市環境基本条例の基本理念

1．環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2．環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3．人と自然の共生

環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4．地球環境保全への貢献

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

Ⅰ 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

本市は、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、環境への負荷が少なく、環境との共生が健全な状態に保たれた「持続可能な社会」の構築を目指して、各種の環境保全の取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

これにより環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、新たに地球温暖化問題への対応、循環型社会の実現に向けた取り組みの強化、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進などが必要となりました。

このような社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて取り組んでいくため、今回、新たな「船橋市環境基本計画」(計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間)を策定しました。

本計画は、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを目的とします。



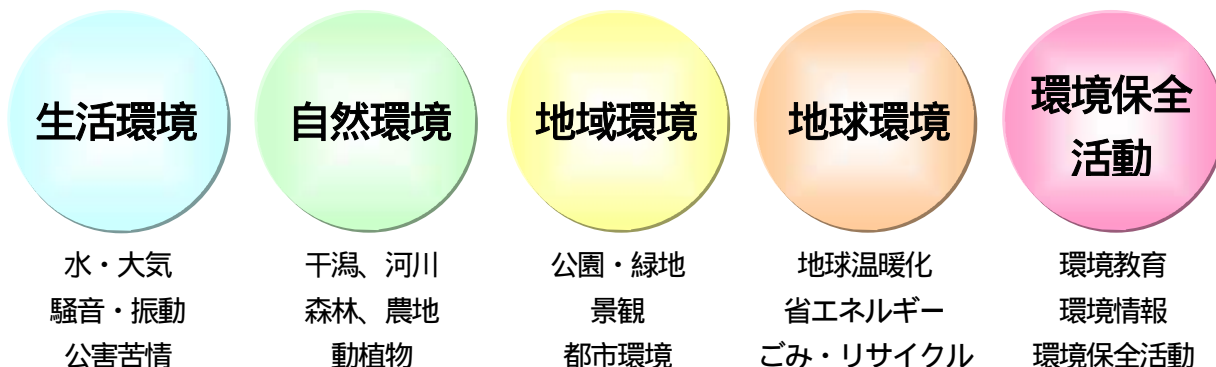
大切に守り育てる花「カザグルマ」

「カザグルマ」は、船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから『市の花』として選ばれました。

2. 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、生活環境、自然環境、地域環境、地球環境、環境保全活動の5分野とします。対象とする地域は船橋市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組めます。



II 望ましい環境像

1. 望ましい環境像

私たちを取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、私たちが健康で文化的な生活を営む上において、健全で恵み豊かな環境は欠くことのできないものです。健全で恵み豊かな環境を未来の世代に受け継いでいくためには、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず、地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識することが重要です。

また、環境との共生が健全な状態に保たれ、資源の適正な管理や循環的な利用を推進するなど持続可能な社会づくりを基本とした上で、市民、事業者及び行政のすべての関係者が協力し合いながら、それぞれの立場で行動していくことが求められています。

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

これらを踏まえ、船橋市環境基本計画では、望ましい環境像を以下のとおり定め、この環境像の実現を目指します。

みんなでつくり 未来へつなぐ
恵み豊かな環境

近年の環境問題についてみると、都市基盤の整備や第3次産業の拡大による事業活動の活発化などに伴い、生活の利便性が高まり、生活様式も多様化する一方、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の環境問題が顕在化しています。

さらに、地球温暖化や生物多様性の問題のように、一人ひとりの生活や都市の活動そのものが直接・間接的に地球規模で環境に影響を与えているものもあり、従来の公害や自然破壊などの環境問題とは異なる新たな対応が求められています。

2．施策の基本方針

本市の恵み豊かな環境を未来に受け継いでいくためには、水辺や緑といったかけがえのない貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。併せて、清潔で快適な生活環境・地域環境など、市民の健康と生活を守るための生活基盤の整備を行い、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

本計画では、望ましい環境像を実現するため、以下に定める基本方針のもとに、本市の特色を活かしながら各種の施策を展開していきます。

1．安全な生活環境の保全

人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることにより、安全な生活環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

2．生物多様性の確保

生物多様性を確保するため、水辺や緑といった貴重な自然を活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいくものとします。

3．快適な地域環境の保全

地域住民が生活していく上での満足度の向上に努め、誰もが安らげる環境を創出することにより、快適な地域環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

4．未来に向けた地球環境の保全

環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、かけがえのない地球環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

5．協働による環境保全への取り組み

市民や事業者の環境保全への取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、恵み豊かな環境を市民、事業者、市等で作くり、未来へつなげていくものとします。

III 施策の目標と展開

1. 安全な生活環境の保全

- 基本施策 (1) 大気環境の保全
(2) 水環境の保全
(3) 身近な生活環境の保全

(1) 大気環境の保全

大気環境の改善に向けて、事業活動や自動車からの排出ガス対策や VOC（揮発性有機化合物）の排出量削減対策を推進します。

【目標】

事業活動や自動車からの排出ガス対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

【施策】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 大気環境への負荷の低減 | 大気質の監視と意識高揚の推進 |
| 固定発生源（工場等）対策の推進 | 大気汚染状況の監視 |
| 移動発生源（自動車）対策の推進 | 大気汚染防止に向けた情報提供 |
| | 自動車運転者への意識高揚の推進 |

(2) 水環境の保全

河川・海域の水質改善を図るため、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備とともに、事業活動からの排水対策を進めます。

また、水資源の保全に向けて、雨水の活用や循環型水利用など、水の効率的な活用に取り組みます。

【目標】

生活排水対策と効率的な水利用の推進により、水環境と水資源の保全に努めます。

【施策】

- | | |
|--------------|-----------|
| 水環境への負荷の低減 | 水資源の保全の推進 |
| 生活排水対策の推進 | 地下水の保全 |
| 事業所での排水対策の推進 | 水源の維持・管理 |
| 自然系排水対策の推進 | 節水、水の有効利用 |
| 水質事故への対応 | |
| 水質汚濁状況の監視 | |

(3) 身近な生活環境の保全

騒音・振動、悪臭、土壌汚染等の監視を継続し、公害の未然防止に努めます。また、近年では、事業活動など原因者を特定できる苦情よりも、近隣同士のトラブルなどを原因とする苦情が増加しているため、今後は事業者などに対する指導と併せて、市民に対する広報活動などを強化します。

【 目 標 】

事業活動や社会活動に起因する生活環境問題の未然防止に努めます。

【 施 策 】

土壌環境への負荷の低減	公害苦情の適正処理、市民や事業者に対する啓発
土壌汚染の未然防止対策の推進	公害苦情の適正処理
土壌汚染対策の実施	市民や事業者の意識高揚と情報提供
騒音・振動、悪臭、地盤沈下等の防止対策の推進	公害の未然防止
騒音・振動、悪臭等の公害防止対策	環境影響評価制度の適正な運用
地盤沈下防止対策	有害化学物質に関する情報の収集、知識の普及
生活環境の保全に向けた意識の向上	



2. 生物多様性の確保

- 基本施策 (1) 水辺と緑の保全
(2) 樹林地・農地の保全
(3) 干潟の保全

(1) 水辺と緑の保全

河川改修を行うに際しては、多自然川づくりなどにより、河川が本来持っている様々な機能を保全した水辺空間の創出を図ります。併せて緑地空間の整備などにより自然とのふれあいを深め、生物多様性への理解の促進に努めます。

【目標】

水辺空間・緑地空間を整備し、生物多様性への理解の促進を図ります。

【施策】

水辺空間・緑地空間の整備

水辺とふれあえる場の整備と意識啓発

緑とふれあえる場の整備と意識啓発

水辺空間・緑地空間のネットワーク化

ビオトープ創りの推進

水辺空間・緑地空間のネットワーク化

(2) 樹林地・農地の保全

樹林地や農地は、林産物や農産物の提供のほか、野生生物の生息地としての役割や雨水を涵養する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、美しい景観の形成など、多様な公益的機能を有しているため、今後も適切な保全に努めます。

また、残された樹林地の保全や適切な管理などにより、多様な動植物が生息できる環境の確保・創出に努めます。

【目標】

樹林地・農地の保全により、動植物の生息環境を確保します。

【施策】

動植物の生息環境の確保

動植物の生息環境の確保

自然保護意識の醸成

樹林地・農地の保全

樹林地の保全

農地の保全

市民への情報提供

(3) 干潟の保全

東京湾の最奥部に残された貴重な干潟である三番瀬の保全・再生に努め、生物多様性を確保し、未来に引継ぐことに努めます。

また、三番瀬の保全・再生に向けて、県や近隣市などと広域的に連携を図りながら取り組めます。

【 目 標 】

将来の世代も干潟の恵みを楽しむことができるよう、三番瀬の保全・再生に努めます。

【 施 策 】

三番瀬の保全・再生とワイズユース（賢明な利用）の推進

干潟への負荷の抑制

ワイズユース（賢明な利用）の推進

海辺のふれあいの推進

三番瀬のラムサール条約登録

保全・再生に向けた体制の整備

一人ひとりの意識向上の推進

連携・協働による取り組み



3. 快適な地域環境の保全

基本施策 (1) 自然とふれあう場の確保
(2) 良好な生活空間の保全

(1) 自然とふれあう場の確保

市内に残された貴重な緑を極力残しながら、新たな緑地などを創造する取り組みを進めることにより、市民が緑や自然とふれあうことのできる場の創出を図り、健康で快適に生活できる地域づくりを推進します。

【目標】

自然とふれあう場の確保により、健康で快適な生活を推進します。

【施策】

自然を体感できる憩いの場の創出	公園、緑地の整備、緑化の推進
自然を体験できる場の維持・整備	公園、緑地の整備
自然とふれあう活動の推進	緑化の推進
各種イベントの開催と対策	

(2) 良好な生活空間の保全

市民が本市で暮らしていくことに対してより満足度が高まるよう、市民が快適に暮らしていくことのできる環境の整備に努めます。
また、景観への配慮を含めたまちづくりを総合的に進めます。

【目標】

魅力ある景観の形成や都市環境の整備により、地域環境への満足度を高めます。

【施策】

良好な景観の創出	潤いのある都市環境の確保
良好な景観の形成促進	文化芸術活動の振興
啓発活動、情報提供	文化財の保存
自然関係の指定地域の保護	潤いのある都市環境の創造
	環境美化の推進
	不法投棄防止対策の強化

4. 未来に向けた地球環境の保全

- 基本施策 (1) 地球環境の保全
- (2) 低炭素社会の形成
- (3) 循環型社会の形成

(1) 地球環境の保全

よりよい環境を未来へつないでいくために、行政のみならず、市民や事業者一人ひとりが、地球環境の保全に向けて自ら行動できるよう各種の取り組みを進めます。

【目標】

地球環境の保全に貢献するため、地球環境問題についての配慮行動を実践します。

【施策】

地球温暖化防止の推進	オゾン層の保護、酸性雨対策の継続
温室効果ガスの排出量の削減	オゾン層の保護
地球温暖化防止に向けた意識の向上	酸性雨対策
二酸化炭素の吸収源対策	

(2) 低炭素社会の形成

資源の枯渇という観点だけでなく、地球環境の保全という観点からも、温室効果ガスの排出抑制など低炭素社会の構築に向けたエネルギーの有効利用を推進します。
また、化石エネルギーに代わる新エネルギー等の普及に努めます。

【目標】

化石エネルギー依存型の社会からの脱却を目指し、低炭素社会の形成に努めます。

【施策】

省エネルギーの推進	新エネルギー等の導入の推進
市民に対する理解・意識高揚の推進	地域特性を生かした新エネルギー等の導入の推進
事業者に対する意識改革の推進	温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換等
自動車の適正利用、自転車利用の推進	理解と意識高揚、情報提供等の推進
省エネルギー設備・機器の普及推進	
省エネルギー型の建築物の普及推進	

(3) 循環型社会の形成

廃棄物の減量と資源化を今後も推進することにより、循環型社会の形成に向けた各種の施策を継続的に展開します。

【 目 標 】

廃棄物の減量と資源化を推進し、循環型社会の形成に努めます。

【 施 策 】

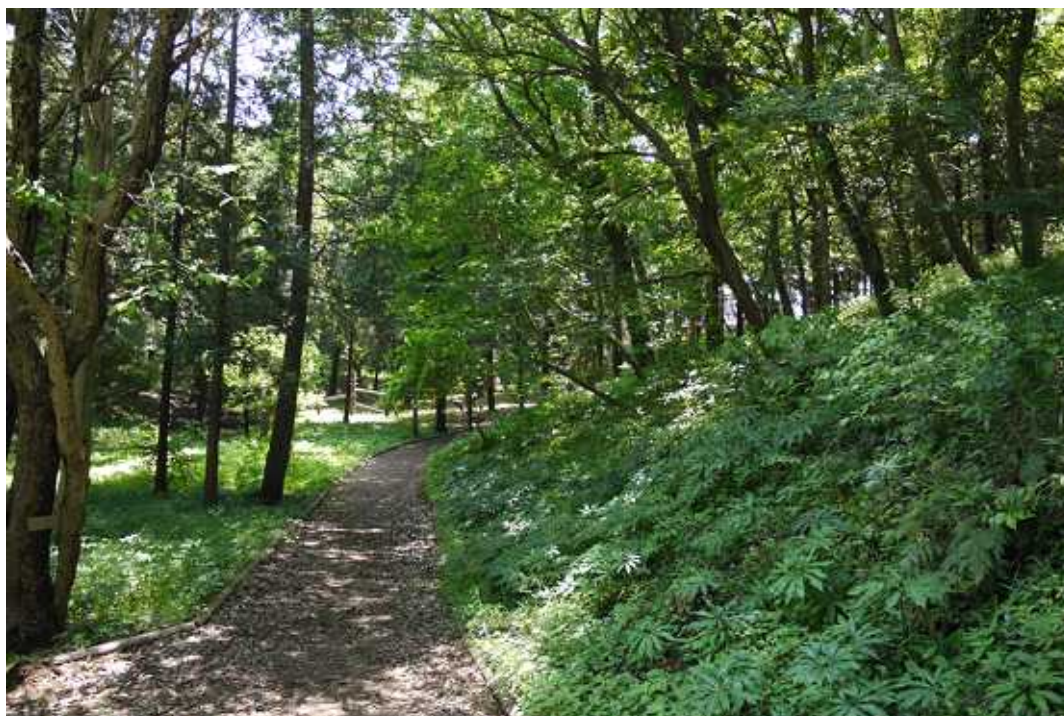
ごみの排出抑制、資源化の推進

ごみの排出抑制

資源化の推進

産業廃棄物の減量・資源化、適正処理

産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理



5 . 協働による環境保全への取り組み

基本施策 (1) 環境学習・環境教育の推進
(2) 環境保全活動の推進

(1) 環境学習・環境教育の推進

地域の環境に関する情報を広く提供することにより、市民や事業者などの環境に対する関心を高め、環境を大切にすることを育みます。

また、一人ひとりが自主的な環境保全活動を行うことができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設などあらゆる場を通じて、環境学習・環境教育を推進します。

【 目 標 】

環境学習・環境教育を推進し、環境保全への意識を向上させます。

【 施 策 】

あらゆる場での環境教育の推進	環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備
自然とふれあう機会の創出	
家庭や学校での環境教育の推進	環境情報の提供
事業所での環境教育の推進	環境学習の場所・機会の整備
総合的な環境教育の推進	

(2) 環境保全活動の推進

市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、地域全体での環境保全活動の取り組みを支援します。

【 目 標 】

市民、事業者、団体の相互連携による環境保全活動を推進します。

【 施 策 】

一人ひとりの環境保全の取り組みの推進	各種団体等との連携・協力の推進
市民の取り組みの推進	人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化
事業者の取り組みの推進	
市の取り組みの推進	

Ⅳ 環境配慮指針

私たちは、日常の生活や事業活動におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

本計画に定める「望ましい環境像」を実現するためには、自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、身近なところから環境保全の行動を実行していくことが必要です。

市民・事業者のみなさまに実践して頂きたい環境配慮の具体例を以下に示しますので、市と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活や事業活動の実践をお願いします。



1. 市民の環境配慮指針

安全な生活環境の 保全のための配慮指針

自動車を使用するときは、アイドリング・ストップを心がけましょう。
自家用車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
騒音などで近所に迷惑をかけないように、生活マナーの向上に努めましょう。

生物多様性の 確保のための配慮指針

河川敷や親水公園などの身近な水辺を大切にしましょう。
水辺や緑の価値や役割について学びましょう。
身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
三番瀬の価値や役割への理解を深め、干潟を守る大切さを学びましょう。

快適な地域環境の 保全のための配慮指針

雑木林や街路樹、河畔林、公園などの身近な緑を大切にしましょう。
自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
地域の緑化活動、清掃・美化活動などには積極的に参加しましょう。
たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

未来に向けた地球環境の 保全のための配慮指針

地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
照明やテレビなどの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
エコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。

協働による環境保全への 取り組みのための配慮指針

身近な自然とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。
日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
自然観察会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めましょう。
環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

2. 事業者の環境配慮指針

安全な生活環境の 保全のための配慮指針

ボイラーは適切に維持・管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。
低公害車を積極的に導入しましょう。
事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
事業活動で騒音や悪臭などを発生させないように周辺に配慮しましょう。

生物多様性の 確保のための配慮指針

事業活動では、樹林地・農地への負荷を少なくするよう配慮しましょう。
食品加工原料などに地元産の農林水産物を使いましょう。
三番瀬の価値や役割について理解を深め、三番瀬の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。

快適な地域環境の 保全のための配慮指針

建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。
敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。

未来に向けた地球環境の 保全のための配慮指針

省エネ法、温対法を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。
夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進し、冷暖房機器の設定温度は、冷房は28、暖房は20を目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。
廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょう。

協働による環境保全への 取り組みのための配慮指針

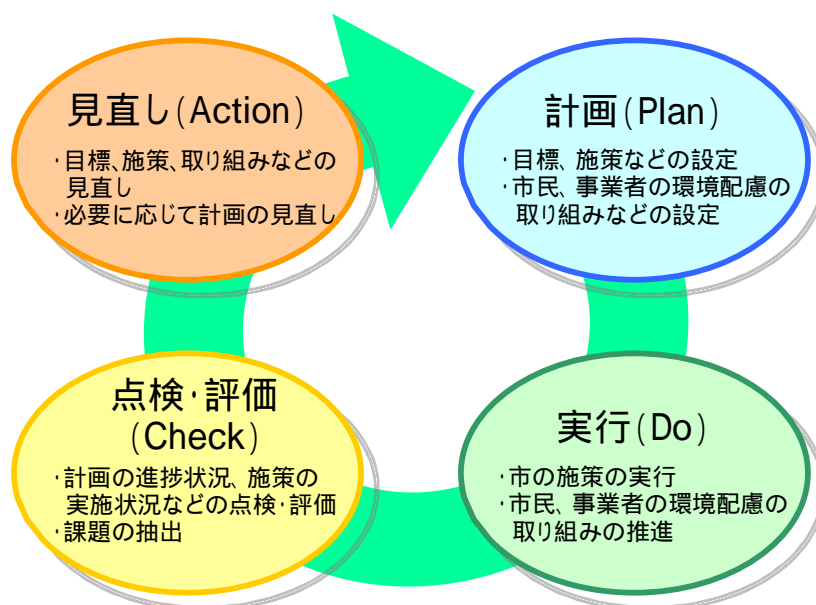
社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
地元住民と協力して、地域の美化活動などに積極的に参加しましょう。



V 計画の推進

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけでなく、市民、事業者、市が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で環境保全に率先して取り組むことが必要です。このため、市民、事業者、市が互いに連携・協力して計画を推進していくことができる体制づくりを進めます。

本計画を着実に推進していくためには、施策の取り組みの進捗状況などを定期的に点検・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。このため、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)というサイクルを繰り返すことにより、計画を進行管理します。



本計画の進捗状況は、毎年、年次報告として、施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。年次報告の結果については、各年度の「船橋市の環境」としてホームページなどを通して市民、事業者に対して公表します。

船橋市環境基本計画 概要版

平成23年3月

発行 船橋市環境部環境保全課
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
電話 047-436-2450 FAX047-436-2487